

第四章 ～推進すべき施策～

本道における人口減少や財政的制約による活力の低下等、様々な課題に対して「みどり」が有するポテンシャルを最大限発揮させることが重要です。

また、「コンパクト+ネットワークな都市」を実現する取組にあわせて、より美しく、住み続けたい都市の構築を「みどり」がけん引することが求められています。

それに向けて、道では、「みどり」に関する全道会議やヒヤリングの開催などにより、広域の観点で「みどり」に関する技術的助言や調整を行うなど、今後も道と市町がより一層連携して「みどり」施策を推進していくことが重要です。

これらを踏まえて、本道における新たなステージの「みどり」の実現に向け、推進すべき施策を示します。

1 緑の基本計画の充実化・高度化

「緑の基本計画」は、都市の緑地の保全及び緑化の目標、都市公園等の整備の方針等を定めることで、都市における「みどり」とオープンスペースの総合的な計画としての役割を果たしてきました。



今後はまちづくり計画と連携して都市をどう再構築していくか、そのために今ある「みどり」をどのように効率的、効果的にマネジメントしていくかという視点も重要になります。

それには、量的な側面だけではなく、良好な景観の形成や、地域の歴史・文化を守ることによる地域らしさの醸成、生物多様性の確保・向上といった質的な側面の強化や、人口減少が見込まれる中での「みどり」の保全、都市公園等の整備や管理運営の基本的な考え方、都市の再構築の視点での「みどり」とオープンスペースの再構築の考え方等、社会状況の変化に応じた方向性を示すことが必要となります。

本道においては、「緑の基本計画」について、半数程度の市町での策定にとどまっていることから、策定に向けては、各市町で取り組まれている「みどり」に関する施策等を「緑の基本計画」の一部として位置づけることからスタートさせることも考えられます。

「緑の基本計画」策定や改訂にあたっては、以下の観点でその内容を充実化・高度化させることが重要です。

(1) 「みどり」のストック効果

「みどり」のストック効果を最大限発揮させるため、「緑の基本計画」に

以下の視点を盛り込むことが望めます。

① 各都市に必要とされる「みどり」の多面的な機能・効果の観点での「みどり」の推進方策

(施策の具体例)

- ・都市公園等を活用したイベントを実施又は誘致することにより賑わいが創出され、まちの活力、魅力の向上が図られます。
- ・健康増進、レクリエーション、ウォーキング、ジョギングの場として緑地や河川敷地等の活用が考えられます。
- ・美しい景観を創出し、風格ある都市を形成するため、緑地や広場の質を高める整備、保全が有効です。



にぎわいの場
大通公園（札幌市）



美しい景観の創出
あさひかわ北彩都ガーデン（旭川市）

② 防災や水質浄化等の機能を人工的なインフラの代換え手段として進めるグリーンインフラの構築方策

(施策の具体例)

- ・防風・防雪機能がある保安林の保全や新たな植栽の実施、河川や雨水管への負荷軽減のため、宅地の緑化率を増やす、屋上緑化等の取組が考えられます。



防災林
海岸防災林（登別市）



多自然川づくり
茂漁川（恵庭市）

- ③ 都市公園等を活性化させるため、必要に応じて、地域のニーズや合意のもと都市公園等の配置と機能の再編を行い、都市の機能向上、活性化を戦略的に進めるための方針

(施策の具体例)

- ・説明会やワークショップ等を開催して、地域のニーズを把握するとともに、公園の近くに立地する施設（保育園、学校、児童会館等）の状況等も踏まえ、各都市公園等の機能を分担させることが有効です。



図9 公園施設・機能の再編イメージ

- ④ 農業や河川事業等、分野横断的な連携を図りつつ、様々な「みどり」のネットワーク形成の方策

(施策の具体例)

- ・民間施設緑地も対象とすることで、ネットワークが広がります。



河川の活用
美瑛川地区かわまちづくり（美瑛町）



民間施設緑地
河西ぼたん園（北見市）

⑤ 「みどり」のストック効果の中長期的に発揮させるため、都市全体のまちづくり計画と連動した「みどり」の推進方針

(施策の具体例)

- ・立地適正化計画等に基づき、都市機能を誘導する区域内では、エリア内の建物の密集が想定されるため、屋上緑化や壁面緑化の推進が考えられます。
- ・また、自治体等における花修景などの取組と連携して、街路樹や緑地等を整備するなどして、相乗効果で「みどり」の質を高めることも効果的です。



エスタ 11 階そらのガーデン

屋上緑化
民間ビル（札幌市）



学童による沿道緑化
（帯広市）

(2) 都市公園等をより柔軟に使いこなす

都市公園等の機能を単に遊戯やレクリエーションの場としてとらえるのではなく、計画的かつ広域的な観点で都市公園を使いこなす方針・方策を盛り込むことが望まれます。

(施策の具体例)

- ・公園内への保育所の設置や保育士が常駐して子育て相談・子育て世代の交流支援・一時保育等を実施する子育て支援の拠点づくりや、都市公園等内で地域の伝統文化や歴史を継承する施設整備や取組の実施による歴史・文化の継承拠点づくり、美しい風景と一体となった施設を整備することによる観光振興・地域のにぎわい拠点づくり等を実施することも考えられます。
- ・地域住民のコミュニティ活動が活発な都市公園等では、住民に主体的な整備・管理運営にゆだねるといったことも考えられます。
- ・良好な自然環境を有する都市公園等では、将来にわたり自然環境を保全するための管理運営等を行い、多様な動植物の生息場所を創出する等の取組も考えられます。



図10 公園内への保育所設置のイメージ



自然体験活動
噴火湾パノラマパーク（八雲町）



歴史文化の継承
元町公園（函館市）



自然環境の保全
真駒内公園（札幌市）

2 公園施設長寿命化計画への積極的な取組

高度経済成長期に集中投資した社会資本ストックの老朽化が急速に進行しています。公園施設においては、厳しい財政状況の下、各自治体が公園施設の長寿命化計画を策定し、安全・安心を確保しつつ、重点的・効率的な維持管理や更新を行う取組が進められています。

都市公園等は、多種多様な機能を有し、膨大な数の公園施設を対象とするため、全ての施設を画一的に取扱うのではなく、個々の施設の価値や重要性を検証した上で取組を進めることが、効率的なストックマネジメントにつながります。



地域の実情に沿った対応方針の整理を行いながら、公園ごとに、また同一の公園内でも施設ごとに、その性格や目標とすべき管理水準を見定め、メリハリをつけてストックマネジメントを行うことが望まれます。

そのためには、地域における都市公園等の価値・重要性について、それぞれ

の立地条件や周辺自然環境、利用人口、世代構成等を踏まえ、将来の利用見込みも勘案しつつ整理するとともに、公園施設の機能ごとに目標とすべき管理水準を設定し、都市公園等のストック状況を的確に把握することが求められます。

その上で、公園ごと、施設ごとの優先順位を定め、長寿命化計画に沿って、的確に補修、更新を実施することが重要です。

3 各種制度等の戦略的な活用

都市公園等の整備や保全、管理運営にあたっては、法や条例に基づく諸制度の活用、官民連携といった多様な主体による取組等の様々な手法が考えられます。各市町がそれらを認識しながら地域の実情に応じた手法で戦略的に取組むことが望まれます。(資料編 「4 各種制度等の事例」を参照)。

(1) 都市の質を高める都市計画制度等の活用

公園緑地等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区は、都市計画でその規模や配置を広く示すことにより、宅地建物などの土地利用や道路及び河川等の都市施設相互の調整を図り、総合的・一体的な整備や保全が図られること、また、開かれた手続きによって住民等の合意形成を図ることができま

す。例えば、特別緑地保全地区等、都市における良好な自然的環境を保全することにより、豊かな「みどり」が将来にわたり継続される制度の活用に合わせて、周辺においては、自然環境豊かで統一感・ゆとりある住宅地を形成することができる景観法に基づく制度(景観条例等)を組み合わせる等、都市計画制度等を戦略的に活用し、都市の質を高めることも考えられます。

「みどり」豊かな本道においては、今後、このように都市計画制度等を戦略的に活用し、周囲の宅地等と一体的にみどりの保全と質を一層向上させ、都市におけるストック効果を高めていくことが重要です。

(2) 官民連携による「みどり」のマネジメントの加速

これまでも道内各自治体においては、「みどり」の創出や保全について、公共の視点だけで実施するのではなく、自治会などの多様な主体との連携による「PPP/PFI^{*1}」や「アダプト・プログラム^{*2}」等の取り組みを積極的に行っており、今後もこれらの継続が望まれます。

また、近年の都市緑地法等の改正により「市民緑地設置管理計画の認定制度」や「Park-PFI」等が創設され、民間がより主体的に公園の管理や運営に参画することが可能となったことから、「みどり」の質の向上や管理費用の低減に向けたこれら諸制度の活用についての検討が望まれます。

以下に、法改正等により活用が可能、または、拡充された官民連携事業を例示します。

① Park-PFIの創設

～都市公園内への民間事業者による公共還元型の収益施設（カフェやレストラン）の整備

- ・民間事業者が公園の収益施設と公共部分を一体で整備する公募設置管理制度(Park-PFI)を導入することにより、従来の公園を再生し、より一層活性化することが可能となります。

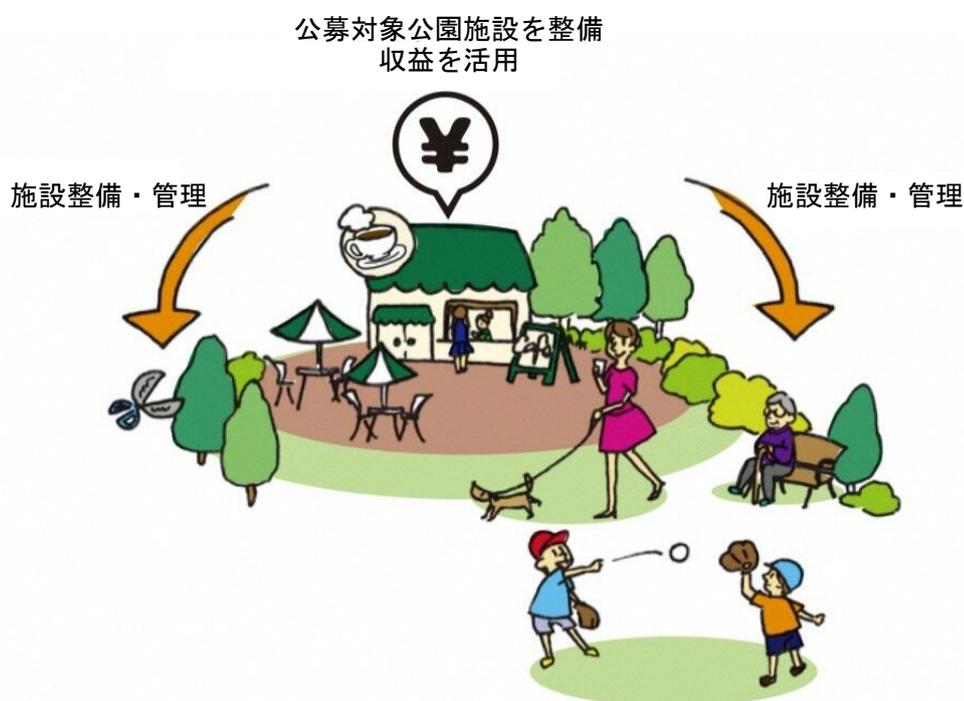


図11 Park-PFIのイメージ

② 都市公園内への社会福祉施設の設置が可能に～都市公園の機能増進

- ・周辺の土地利用の状況から、保育所や老人デイサービスセンターなどの社会福祉施設を都市公園内に誘致することにより、双方の機能増進を図ることが可能となります。

③ 市民緑地設置管理計画の認定～民間による市民緑地の整備促進

- ・各自治体が、民間による市民緑地の設置管理計画を認定することで、その整備が促進され、空き地等の解消が図られます。

④ 緑地管理機構制度を見直し

～「みどり」の担い手として、市町村がまちづくり会社を含め幅広い指定が可能

- ・緑地の整備や保全を行う民間主体を市町村が指定できるようになったとともに、指定対象にまちづくり会社等を追加するなど、その窓口を広げることで、緑地の整備、保全が促進されます。

⑤ 生産緑地地区内での直売所、製造・加工施設、農家レストラン等の設置が可能に

- ・農業の6次産業化により、農業収入等の途を広げるとともに、住宅に近接している環境を活かし、農地等の有する緑地としての機能を高めることが可能です。

(3) 横断的連携による制度の活用

「みどり」のストック効果を高めたり、「みどり」をきっかけとした都市の質を向上させるためには、都市計画法や都市緑地法のみならず、各分野で横断的な連携を図り、河川法など他法令による「みどり」に関する制度の活用も重要です。

※1：PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）公民が連携して公共サービスの提供を行う取組み。

PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）

従来、国や地方自治体が自ら行ってきた公共施設などの設計、建設、維持管理、運営を、民間の資金・経営能力・技術的能力を活用して行う、社会資本整備と公共サービス提供の新しい手法。

従来の公共事業方式では、設計、建設、維持管理、運営をそれぞれ委託契約、請負契約、として別々の民間事業者が発注し、または公共側が自ら行うのが一般的だが、PFIでは設計から運営までを一体の契約として締結し、一つの事業者が一括して行うことが通例。

※2：住民と行政が協働で進める公共施設等の清掃活動をベースとしたまち美化プログラム。

アダプト（Adopt）とは英語で「〇〇を養子にする」の意味で、一定区画の公共の場所を養子にみたと、住民が我が子のように愛情を持って面倒をみ（美化活動等を行い）、行政がこれを支援する制度。

道内では、北海道が3件、市町が22件で29のプログラムが導入されている。
